

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 17 年 6 月 8 日

京都市長 桧本 賴兼

京都市条例第 13 号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 瓜生山学園地区の項の次に次の 1 項を加える。

京都精華大学地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都精華大学地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
----------	---

別表第 1 四条通地区の項を次のように改める。

四条通 A 地区	京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）四条通地区地区計画（以下「四条通地区地区計画」という。）の区域のうち、地区整備計画において A 地区として区分された区域
四条通 B 地区	四条通地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において B 地区として区分された区域

別表第 2 瓜生山学園地区の項の次に次の 1 項を加える。

京都精華大学地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 大学及びこれに付属するもの
	容積率の最高限度	10 分の 5
	建ぺい率の最高限度	10 分の 3 (角敷地等内にある建築物にあっては、10 分の 4)

別表第 2 四条通地区の項を次のように改める。

四条通 A 地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物
		(1) 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異

		<p>性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、次に掲げる要件に該当するものを除く。</p> <p>ア 当該建築物及びこれに付属するもの（門及び塀を除く。以下この項、四条通B地区の項及び備考6において同じ。）の壁面から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のものが 20 メートル以上であること。</p> <p>イ 当該建築物の敷地が四条通に接する場合には、当該建築物及びこれに付属するものの壁面の四条通（当該建築物の敷地が接する部分に限る。）に面する長さの合計が 8 メートル未満であること。</p>
四条通B地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風俗営業（マージャン屋及びぱちんこ屋を除く。）、店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物（マージャン屋及びぱちんこ屋を除く。）</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、次に掲げる要件に該当するものを除く。</p> <p>ア 当該建築物及びこれに付属するものの壁面から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のものが</p>

20 メートル以上であること。

イ 当該建築物の敷地が四条通に接する場合には、当該建築物及びこれに付属するものの壁面の四条通（当該建築物の敷地が接する部分に限る。）に面する長さの合計が 8 メートル未満であること。

別表第 2 備考 6 中「四条通地区」を「四条通 A 地区の項及び四条通 B 地区」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年 6 月 8 日京都市条例第 13 号）（都市計画局建築指導部指導課）

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都精華大学地区地区計画（以下「京都精華大学地区地区計画」といいます。）が決定され、この地区計画の区域の地区整備計画が定められたこと並びに京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）四条通地区地区計画（以下「四条通地区計画」といいます。）が変更され、新たに四条通 A 地区及び四条通 B 地区として区分された区域において地区整備計画が定められたことに伴い、次のとおりそれぞれの区域内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることとしました。

### 1 適用区域

名 称	区 域
京都精華大学地区	京都精華大学地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（京都市左京区静市市原町及び同区岩倉木野町の各一部）
四 条 通 A 地 区	四条通地区地区計画の区域のうち、地区整備計画において A 地区として区分された区域（京都市下京区四条通高倉西入立売西町、同区四条通烏丸東入長刀鉾町、同区四条通御幸町奈良物町及び同区四条通寺町東入御旅宮本町の各全部並びに中京区烏丸通四条上る筈町、同区寺町通四条大文字町、同区麁屋町通四条上る桝屋町、同区先斗町通四条上る柏屋町、同区河原町通四条米屋町、同区裏寺町通四条上る中之町、同区柳馬場通四条上る瀬戸屋町、同区高倉通四条上る帯屋町、同区東洞院通四条上る阪東屋町、同区錦小路通高倉西入西魚屋町、下京区柳馬場通四条下る相之町、同区堺町通四条下る小石町、同区高倉通四条下る高材木町、同区東洞院通四条下る元悪王子町、同区四条通堺町立売中之町、同区四条通寺町貞安前ノ町、同区御幸町通四条下る大壽町、同区麁屋町通四条下る八文字町、同区富小路通四条下る徳正寺町、同区四条通富小路立売東町、同区西石垣通四条斎藤町、同区河原町通四条下る順

	風町、同区河原町通四条下る稻荷町、同区四条通小橋東入橋本町、同区四条通河原町真町、同区四条通河原町西入御旅町及び同区烏丸通綾小路上る水銀屋町の各一部)
四条通B地区	四条通地区地区計画の区域のうち、地区整備計画においてB地区として区分された区域（京都市中京区堺町通四条上る八百屋町、下京区堺町通四条下る小石町、同区高倉通四条下る高材木町、同区四条通堺町立壳中之町、同区四条通寺町貞安前ノ町、同区富小路通四条下る徳正寺町、同区四条通富小路立壳東町、同区西石垣通四条斎藤町、同区四条通小橋東入橋本町及び同区四条通河原町西入御旅町の各一部）

## 2 制限の内容

計画地区の名称	制限	
	事項	内容
京都精華大学地区	建築物の用途の制限	建築することができる建築物 大学及びこれに付属するもの
	容積率の最高限度	10分の5
	建ぺい率の最高限度	10分の3（角敷地等内にある建築物にあっては、10分の4）
四条通A地区	建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」といいます。）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの (2) 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲

		<p>げる建築物</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、次に掲げる要件に該当するものを除く。</p> <p>ア 当該建築物及びこれに付属するもの(門及び塀を除く。以下同じ。)の壁面から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のものが 20 メートル以上であること。</p> <p>イ 当該建築物の敷地が四条通に接する場合には、当該建築物及びこれに付属するものの壁面の四条通(当該建築物の敷地が接する部分に限る。)に面する長さの合計が 8 メートル未満であること。</p>
四条通 B 地区	建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 風営法第 2 条第 1 項に規定する風俗営業(マージャン屋及びぱちんこ屋を除く。), 同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの</p> <p>(2) 建築基準法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号に掲げる建築物(マージャン屋及びぱちんこ屋を除く。)</p> <p>(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿。ただし、次に掲げる要件に該当するものを除く。</p> <p>ア 当該建築物及びこれに付属するものの壁面から四条通の境界線までの水平距離のうち最小のが 20 メートル以上であること。</p> <p>イ 当該建築物の敷地が四条通に接する場合には、当</p>

該建築物及びこれに付属するものの壁面の四条通

(当該建築物の敷地が接する部分に限る。)に面す

る長さの合計が 8 メートル未満であること。

この条例は、平成 17 年 6 月 8 日から施行することとしました。